

第 29 回奈良市都市景観審議会 会議録について

開催日時	平成 21 年 6 月 22 日（月）13 時 30 分から 15 時 40 分まで	
開催場所	奈良市役所 北棟 5 階 第 21 会議室	
諮問案件 報告案件	<p>諮問案件 1 奈良市景観計画(案)について</p> <p>諮問案件 2 屋外広告物の禁止地域と禁止物件の追加について</p> <p>諮問案件 3 景観計画関連条例改正制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）なら・まほろば景観まちづくり条例について （奈良市都市景観条例改正） ・（仮称）奈良市地区計画等形態意匠条例制定について ・奈良市屋外広告物条例の改正についてについて <p>報告案件 1 平成 21 年 5 月 18 日開催 屋外広告物部会承認案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任の明確化について ・適用除外の変更について ・許可基準の変更について ・経過措置の取り扱いについて <p>報告案件 2 奈良市眺望景観保全活用計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）奈良市眺望景観検討委員会設置について 	
出席者	委員	川崎会長、菅沼副会長、今井委員、大橋委員、奥田委員、北委員 北村委員、清水委員、中田委員、坊委員、室委員、柳谷委員 【欠席者】岡田委員、實委員、中村委員、水野委員
	事務局	戸尾都市整備部長 堀内まちづくり指導室長、西岡文化財課長 景観課（西田、仲谷、至田、徳岡、伊藤、吉田） 文化財課（西崎）
開催形態	公開（傍聴人 0 人）	
決定事項	<p>諮問案件 1 については、第 1 章第 1 節「景観とは」の内容表現および 9 ページの伝統行事について、一部修正を行い、景観法第 9 条に基づき奈良国際文化観光都市建設審議会に提案してください。</p> <p>諮問案件 2、3 については、原案のとおり了承されました。</p>	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課	

議事の内容（要旨）

諮問案件1 奈良市景観計画(案)について

（質疑・意見の要旨）

室委員 1 ページの3行目に「感じる（観る）」と書かれているが、この表現では、観ることに限定をした景観と受け取れる。視覚障がい者の方は、観ること以外で景観を感じる。

川崎会長 景観の基本的な観念として、人間は5感をもって感じる。心、精神で感じる。観ることに重点を持って書かれていることはどうかと思う。

「私たちが目にし、感じる（観る）」と書いてあるので、「観る」はいらないのではないか。観の言葉の意味は、観察する、心で感じるという意味もあり、わざわざ書く必要は無いのではないか。

菅沼委員 景観は、音やにおいで感じるものもあり、観るだけが強調しているのではないか。

川崎会長 ふるさとを懐かしむというが、これは見てきた、風情、風景を心に思い浮かべることである。これも景観である。

中田委員 「目にし」と先に書かれてあるので必要ないのでは。

川崎会長 「見える環境ともいわれています。」とあるが、どこでいわれているのか。

室委員 ともいわれているの「も」が余計ではないのか。

川崎会長 ともいわれている。とあるが主体はどこにあるのか。

坊委員 5感のなかでにおいもあるので、それについてはどうか。

川崎会長 では、これぐらいにして、他にありますか。

室委員 奈良県景観計画と奈良市景観計画との異なるところはありますか。

事務局 奈良県と奈良市の歩調を合わせたところは、県が重点地区として指定する沿道景観について、指定する街路が奈良市域と連続しているところは、沿道景観の連続性を図るため奈良市も、広域沿道の重点地区として指定します。

清水委員 奈良県は、広域的に考えております。景観の特性は、県の北部と南部とでも異なります。県では、広く浅く計画しています。きめ細やかな部分につきましては、各市町村で景観計画を策定していただくこととなります。

坊委員 景観軸の河川についてですが、菰川が、景観軸とされていないのはなぜですか。菰川は、下水道が整備される前から、生活排水が放流され、汚れて、においもかなりします。

事務局 菰川については、法華寺町から四条大路を通り八条町で佐保川と合流しますが、下水があり、雨水があり、ボックスカルバートがあり、構造形態も様々で、景観上の河川軸として位置づけるのは、難しいと考えております。将来的に位置づけが整備されましたならば、検討していきたいと考えております。

坊委員 奈良市で整備されていない川であり、将来的とおっしゃられるが先行して整備していただきたい。

川崎会長 景観計画は、歴史的なものや文化的なものを守るだけでなく、景観を阻害するものを良くしようとするということについて書かれていますか。

事務局 27ページの河川景観軸についてのところに書いています。

中田委員 今朝の朝日新聞に掲載されていました、街路樹を損なう景観ですが、強剪定の仕方に問題があり、あまり切り過ぎなくてもいいものを、住民の苦情が多いので、苦情を重視し

ている。強剪定は、いかがなものかと。

もうひとつ、9ページの下図に社寺の伝統行事が記載されていますが、26番弥名寺の珠光忌は、5月15日に行われており、31番の菅原天満宮では、鶯替え神事が行われている。

事務局 委員ご指摘の行事については、再度確認し訂正します。街路樹についてですが、市内の多くで、地区の意見に基づき強剪定を行っております。奈良市街路景観美化整備計画WGで、街路に見合った街路樹のあり方等について基本方針を策定しました。現在、東登美ヶ丘では地元で、落ち葉掃除等樹木管理をすることに取り組んでおられます。今後は、このような事例がありますので、地元住民の意識改革に取り組んでいきたいと考えております。

大橋委員 剪定の仕方には、賛成で、業者まかせについては、改善の必要があります。

中田委員 新聞に掲載されている剪定士を活用してはどうですか。

坊委員 植樹の際に、樹種選定で落葉樹を植えなければ良いのでは。

菅沼委員 街路樹は、その時々脚光を浴びた樹木が植えられている。土地の状況を考えず、植栽の専門家でない方が、植えるので折角植えても枯れてしまいます。樹木の専門家に、樹種選定、植えてもらうようにすれば良いのでは、また、そのような人材を育成していく必要があるのではないですか。

川崎会長 行政が一方的に、管理するのではなくボランティア等をお願いすればよいのでは。

戸尾部長 今までは、何が何でも木を植えていた。しかし、今後は景観に配慮しながら植樹をしていきたいと考えております。

室委員 どの地域にどのような規制が、かかっているかわかるようにしてほしい。

事務局 告示までには、地図等でわかるようにします。

北村委員 奈良らしい景観とは何か、6ページの4つの観点からは、わかりやすい。市民一人ひとりが実感しながらくらし、生活景観から奈良らしい言葉を加えられませんか。

事務局 現在は、この計画を市民に提案することにより、5章にありますように、気づきの段階から行政と共に景観を協働で作っていききたいと考えております。

川崎会長 それでは、この計画を奈良国際文化観光都市建設審議会に提案し、審議していただきます。その後、市長に答申します。

諮問案件2 屋外広告物の禁止地域と禁止物件の追加について

(質疑・意見の要旨)

特に、質疑・意見は、ありませんでした。

諮問案件3 景観計画関連条例改正制定について

(質疑・意見の要旨)

菅沼委員 条例の施行は、いつからですか。

事務局 平成22年4月1日施行を予定しております。